

茨木市建設工事等に係るプロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、茨木市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）に関し、プロポーザル方式により受注候補者（以下「候補者」という。）を選定する場合の手続について、共通して順守すべき事項を定めることにより、プロポーザル方式による契約の公正性、透明性及び客観性を確保し、もって契約事務の適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

(定義等)

第2 プロポーザル方式は、高度な知識、技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される建設工事等を対象とし、市が設定した事業効果及び行政水準の達成のために、複数の者から企画、技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績、能力等を有する事業者を候補者として選定する方式で、競争入札に適さないものの調達に当たり採用する手法とする。

2 プロポーザル方式の形式は、次に掲げるものとする。

- (1) 公募型 広く事業者の参加を募集し、当該募集に応じて申込みがあった者の中から第4に規定する参加資格の要件を有する者により実施するプロポーザル方式
- (2) 指名型 第4に規定する参加資格の要件を有する者の中から、参加させることが適当と認める者を指名し、実施するプロポーザル方式

3 前項各号に規定するプロポーザル方式の形式のうち建設工事等のプロポーザル方式については、公募型により実施するものとし、やむを得ない事情がある場合のみ指名型によることができるものとする。ただし、第3第1号に規定する工事等については、公募型のみとする。

(対象工事等)

第3 プロポーザル方式によることができる建設工事等は、実績、専門性、技術力、企画力、創造性その他の価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要性がある予算額が5,000万円以上の建設工事又は予算額が1,000万円以上の建設工事に係る業務委託で、次に掲げるものとする。

- (1) 設計・施工一括発注工事等公共工事の品質確保の推進に関する法律第18条に規定する工事等
- (2) 標準的な積算基準によらない建設工事等
- (3) 高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする建設工事等
- (4) 新たな技術や工法などを採用する、先例が少ない建設工事等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により実施することが適当であると認められる建設工事等

(参加資格)

第4 プロポーザル方式に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当す

る者とする。

(1) 市の建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

ただし、建設工事に係る業務委託（設計・施工一括方式による場合の建設コンサルタント業務を含む。）については、業務の内容等から入札参加資格者名簿に登載されている者だけでは市が設定した事業効果及び行政水準の達成が困難であると認められる場合には、入札参加資格者名簿に登載されている者以外の者も含めて参加させることができるものとする。

この場合において、入札参加資格者名簿に登載されている者以外の者も含めて実施することができる形式は、公募型のみとし、茨木市工事請負入札審査委員会の審議を経て、第6で定める茨木市プロポーザル方式事業者選定委員会での可否を決定するものとする。

また、当該プロポーザル方式における事業者選定の結果、入札参加資格者名簿に登載されている者以外の者が候補者となった場合は、プロポーザル方式を採用しようとする業務の担当課は、当該候補者に速やかに入札参加資格審査申請書類を提出させ、入札参加資格の有無について審査するものとする。当該審査の結果、茨木市プロポーザル方式事業者選定委員会での候補者として相応しくないと判断した場合は、候補者の資格を取り消すことができるものとする。

(2) 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）若しくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外期間でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、必要な参加資格の要件は、建設工事等の内容等に応じて別に定める。

（茨木市工事請負入札審査委員会における審議）

第5 プロポーザル方式を採用しようとする建設工事等の予算及び工事担当課（以下「担当課」という。）は、当該業務の候補者の選定に先立って、業務概要、プロポーザル方式を採用する具体的な理由及び期待できる効果、参加資格の要件（第4第1項第1号の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者以外の者も含めて実施する場合は、その旨を記載）、選定方法等を明らかにした基本方針兼事前協議書等を策定し、茨木市工事請負入札審査委員会「以下「入札審査委員会」という。」で審議するものとする。

（茨木市プロポーザル方式事業者選定委員会）

第6 第5の規定により、入札審査委員会での審議の結果、プロポーザル方式で実施することとされた建設工事等の担当課は、茨木市プロポーザル方式事業者選定委員会規則（令和3年茨木市規則第60号。以下「規則」という。）の規定に基づき、茨木市プロポーザル方式事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）を開催しなければならない。

- 2 事業者選定委員会では、市が調達する業務等の目的及び入札審査委員会での審議内容を踏まえ、実施要項及び審査基準を確認・決定し、審査基準に基づき、提出された提案やプレゼンテーション（以下「提案等」という。）の内容を公正に審査し、市が調達する業務等の目的に最も合致した企画、技術能力等を有する候補者を選定する。

なお、審査の結果、提案者全員の提案等が市の要求する水準を満たさない場合は、その理由を明らかにした上で、候補者を選定しないことができる。

- 3 事業者選定委員会では、第4第1項第1号ただし書の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者以外の者をプロポーザル方式に参加させることの可否を決定するものとする。

（選定委員の選任等）

第7 規則の規定に基づき事業者選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）を選任する場合は、公正性及び客観性を考慮し、委員構成について、第5に定める入札審査委員会の審議を経るものとする。

- 2 選定委員と提案者との間に利害関係が生じること及び提案者から委員への不正行為を目的とする接触を防止するため、委員の氏名及び役職名等（以下「委員名等」という。）については事後公表とする。

また、選定委員及び担当課は、契約締結完了時まで、提案者に委員名等が知られないよう努めるものとする。

- 3 公正な事業者選定委員会の運営のため、次の各号に定めるところにより確認等を行うものとする。

- (1) 選定委員選任後の確認

担当課は、選定委員と提案者の接触又は利害関係等の有無について、選定委員からの聴取り等により確認するものとする。

- (2) 選定委員の審査関与制限等

事業者選定委員会の審査に入り、選定委員から審査内容に関して利害関係がある旨の申し出があった場合は、当該審査に関与させないこととする。

また、選定委員が故意に不正行為を行った場合は、当該選定委員を解任する。

- (3) 選定委員の補充等の対応

提案者又は選定委員の不正行為等により、選定委員の解任等を行った場合、その後の事業者選定委員会の運営及び適正な審査の継続に支障をきたすと認められる場合においては、改めて選定委員の補充を行うことができるものとする。

（実施要項の策定）

第8 プロポーザル方式による候補者の選定の実施に当たっては、建設工事等の概要、参加資格、候補者選定方法等の当該選定を実施する上で必要となる事項を定めた実施要項を策定するものとする。

（提案審査）

第9 プロポーザル方式による提案者からの企画、提案の審査は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 審査基準

プロポーザル方式により調達する建設工事等の目的、性質及び内容、予算額等を踏まえて、提案等の審査を行うための審査基準を設定し、当該審査基準には、審査項目及び審査項目ごとの審査の視点及び内容を客観的に分かりやすく明記するものとする。

(2) 審査基準の配点

配点は、前号の規定により定めた審査基準の審査項目ごとに得点を配分するものとする。

また、得点の配分に当たっては、提案者の提案等に加え、提案額（参考見積額）についても一定の配分を行わなければならない。

(3) 審査方法

事業者選定委員会において、参加資格を有する者の提案等を審査基準及び配点に基づき審査するものとする。

当該審査を行う際には、審査基準に応じた書類審査に加え、提案者の意欲、理解力及び提案内容を十分に把握するため、必要に応じてプレゼンテーションの機会を設け、総合的に審査を行うものとする。

当該プレゼンテーションは、原則として非公開で行うものとし、特別の理由があると認められるものについては公開で行うことができるものとする。

(4) 採点方法

採点は、事業者選定委員会の委員がそれぞれ行い、提案者の評価点を算出するものとする。

ただし、審査項目のうち、提案額（参考見積額）、従業員数等、各委員間の採点に差異が生じない項目は、担当課において採点を行うことができものとし、採点結果は、詳細を示し全委員の承認を得なければならないものとする。

(5) 候補者の決定

事業者選定委員会の委員の審査の結果、評価点が最高点の者を候補者とするものとする。

ただし、最高点の者が複数ある場合は、提案額（参考見積額）の最も安価な提案者を候補者とする。

この場合において提案額（参考見積額）も同価の場合は、くじにより候補者を決定するものとする。

(情報提供)

第10 プロポーザル方式による候補者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、候補者決定に影響を及ぼさない範囲で情報提供に努めるものとする。

(候補者決定後の契約締結)

第11 担当課は、契約締結にあたり候補者と当該業務について協議を行うものとする。

2 前項の協議が整った場合は、当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴取の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施について必要な事項は、

別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から実施する。